

中国 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度

1. 特許、商標、著作権、その他（ノウハウ供与など）各知的財産権の種類・存続期間・登録対象・申請手数料

中国は現在、特許、商標、著作権に関する主要な国際条約のほとんどすべてに加盟しており、下記の国内法と下位規則を制定・公布している。

「特許法」及びその実施細則、「商標法」及びその実施条例、「著作権法」及びその実施条例、「コンピュータ・ソフトウェア保護条例」、「不正競争防止法」、「トレードシークレットの侵害の防止に関する規則」、「録音録画製品に関する規則」、「知的財産権の保護規則」、「植物品種の保護に関する規則」、「ドメインネーム紛争の解決に関する規則」などである。

(1) 存続期間**①特許**

発明特許権の存続期間は20年、実用新案権と意匠権は10年（いずれも申請日から起算）。規定どおりに申請維持費を納付しない場合及び特許権者が書面で当該特許権の放棄を表明した場合、特許権は期間満了前に消滅し、この場合特許局が登記及び公告を行う。

②商標

登録商標の存続期間は登録日から10年である。10年毎に更新登録を行えばさらに10年存続する。

③著作権

著作権の氏名表示権、修正増減権及び同一性保持権の保護期間は制限を受けない。公民の著作物の発表権・人格権・財産権の保護期間は作者の生涯及び死後50年存続する。共同著作物の場合は最後に死亡した作者の死後50年である。法人又はその他の組織の著作物、並びに著作権（氏名表示権を除く）を法人又はその他の組織が享有する職務著作物の発表権・人格権・財産権の保護期間は50年である（但し、著作物が創作の完了後50年以内に公表されなかったときは本法の保護を受けない）。映画著作物及び映画制作と類似の方法で創作された著作物、写真の著作物の発表権等については作品の最初の公表から50年である（但し、著作物が創作の完了後50年以内に公表されなかったときは本法の保護を受けない）。

④コンピュータ・ソフトウェア著作権

ソフトウェアの著作権は、ソフトウェアの開発が完成した日より生じる。自然人のソフトウェア著作権の保護期間は自然人の生涯及びその死後50年である。ソフトウェア

が共同開発したものである場合は、最後に死亡した自然人の死後50年である。法人又はその他の組織のソフトウェア著作権の保護期間は、ソフトウェアが初めて公表されてから50年である（但し、ソフトウェアが開発完了日から50年以内に公表されなかった時は本条例の保護を受けない）。

（2）登録対象、申請手数料

①特許（詳細は中国国家知的財産権局<http://www.sipo.gov.cn/>参照）

申請料：発明特許900 元、実用新案特許500 元、外観設計特許（意匠権）500 元

発明特許申請維持費：1-3年（毎年）900元

4-6年（毎年）1,200元

7-9年（毎年）2,000元

10-12年（毎年）4,000元

13-15年（毎年）6,000元

16-20年（毎年）8,000元

発明特許申請実質審査料：2,500 元

②商標（詳細は中国国家工商行政管理総局商標局(<http://www.saic.gov.cn/>)参照)

商標登録受理费：300元（分類商品10 件の場合、10 件を超える場合、1 件につき30元追加）

集団商標登録受理费：1,500 元

証明商標登録受理费：1,500 元

商標登録更新受理费：1,000 元

③著作権（詳細は中国版權局版權保護センター(<http://www.ccopyright.com/>)参照)

著作権の登録料は、作品の種類により基準が異なる。通常は下記のとおり。

文字作品、口述作品：100字以下100元/件、101-5000字150元/件、5001-10000字200元/件、1万字以上300元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

音楽作品：詞曲300元/件、曲200元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

芝居作品：300元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

踊り作品：300元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

美術作品：300元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

撮影作品：300元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

建築作品：1,500元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

映画作品：2,000元/件。（シリーズ作品の場合、第二件から100元/件）

2. ロイヤリティ、技術料の外国送金に関わる制限規定（売上高に対するロイヤリティの比率限度など）

2002 年から技術輸出入管理条例が施行され、海外からの技術導入が原則として自由となった（但し登録は必要。また、ごく一部の技術については認可制）。

中国の現行法上、ロイヤリティの金額及び頭金額を制限する規定はないものの、審査認可の実務上は、純販売額を基準とする場合について、一般にその5%を超えてはならないとの内部的基準があるとも言われており、またJV出資の場合については、技術出資が現物出資としてなされる限り、これと同時にロイヤリティの徴収をすることは認められないとの指導基準が設けられているようである。

3. その他の留意事項（外国投資者が工業所有権、ノウハウの形で出資する場合の規定）

（1）「中外合弁企業法」及び実施細則により、外国投資者が、外資企業へ出資する工業所有権またはノウハウは、下記を条件とする。

- ①製品の性能、品質、生産効率を著しく高めることができる場合
- ②原材料、燃料、動力を著しく節約することができる場合

外国投資者が工業所有権又はノウハウで出資する場合、工業所有権又はノウハウの関連資料を提出しなければならない。その際、特許の証明書又は商標登録書のコピー、有効状況とその技術特性、実用価値、価値の計算根拠、中国合弁者と締結した価値評価協議等関連書類を含め、合弁経営契約の付属書類とする。

（2）「外資企業法」とその実施細則により、外国投資者が出資する工業所有権又はノウハウは、下記の要求に該当するものに限られる。

- ①外国投資者が所有するもの
- ②当該工業所有権又はノウハウについての詳細な資料を提出しなければならない。その際、所有権証明のコピー、有効状況とその技術性能、実用価値、価値評価の計算根拠と基準等を、外資企業申請書の付属書類として審査機関に提出する。

（出所：「特許法」及びその実施細則、「商標法」及びその実施条例、「著作権法」及びその実施条例、コンピュータ・ソフトウェア保護条例、不正競争防止法、中外合弁企業法、外資企業法、外資企業法実施細則）